

# 令和7年4月 定例農業委員会議事録

## 1 開催日時及び場所

開催日時 令和7年4月4日(金) 午後2時00分から午後2時30分  
場 所 市役所4階 庁議室

## 2 委員

(1)農業委員会委員総数 14名

(2)農業委員会委員の出席 12名

赤坂 雄司 大和屋 君子 南河 武 丹治 正美 藤原 定嗣 町谷 敏一  
南 昇一 石垣 一郎 射手矢 豊光 勝間 富士男 戸野 武彦 北庄司 博文

(3)農業委員会委員の欠席 2名

家次 幸雄 川野 博信

(4)農地利用最適化推進委員総数 7名

(5)農地利用最適化推進委員の出席 5名

阪本 寿和 藤本 明彦 道幸 誠一 奥 和弥 立石 義信

(6)農地利用最適化推進委員の欠席 2名

野出 良之 重里 文男

## 3 議事説明員

事務局長 新谷 洋史 次長 服部 一也 係長 井上 亮 係員 尾峪 大友

## 4 議案

報告 第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について

報告 第2号 農地法第5条の規定による農地転用の届出(所有権移転)について

報告 第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について

議案 第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

可決

議案 第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請(賃借権の設定)について

可決

議案 第3号 農用地利用集積等促進計画の要請について

可決

## 議 長

4月の定例農業委員会を開催させていただく前に、4月1日付で人事異動があり、農業委員会事務局でも異動がありましたので、事務局より紹介させていただきます。

## 事務局

まず、前任の事務局長の宗野が、3月31日付で退職しまして、新しく事務局局長として、新谷が4月1日より後任として着任しております。

また、事務局次長の杉浦が、4月1日付でまちの活性課に異動となり、後任として、選挙管理委員会事務局より、私、服部が着任しております。

また、係長の東谷が、4月1日付で人権推進課に異動となり、後任として、人権推進課から井上が係長として、着任しております。

## 議 長

それでは本日参加されています転入者と転出者の方々から1言ずつ、挨拶を頂戴したいと思います。では、転出者から順番によろしくお願いいたします。

【各転出者・転入者挨拶】

## 議 長

どうもありがとうございます。それでは、退任される方、長い間お疲れ様でした。

【転出者退出】

## 議 長

着任された3名の方はまだ農業に関しては、あまり知識もなく、知らないということで、皆様方にも、何かと迷惑かけるかとは思いますが、また丁寧に、この2、3ヶ月は、教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは只今より、4月の定例農業委員会を開会させていただきます。農業委員定数14名中、出席委員12名、推進委員7名中出席委員5名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立しておりますので、報告させていただきます。議事に先立ち、本会議の議事録署名委員2名を私より指名することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

## 議 長

異議がないようですので、1番:赤坂委員 5番:丹治委員のご両名にお願いします。それでは、本日の議事日程を事務局よりお願いします。

事務局 議事日程を読み上げ

議長

では、日程第1 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて 日程第2 報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用の届出(所有権移転)について事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。

続いて日程第3 報告第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について、事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について 事務局より説明をお願いします。

事務局

議案 第 1 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、耕作目的で所有権を移転する次の申請について、適当と認め許可してよろしいか。

番号 1

所在：長滝、地番：●●●番●、●●●番、●●●●番、●●●●番、

登記は田、現況田、面積は 476 m<sup>2</sup>、1,166 m<sup>2</sup>

登記は畑、現況田、面積は 991 m<sup>2</sup>、965 m<sup>2</sup>

譲受人： 長滝●●●●番地の● ●● ●●

譲渡人： 長滝●●●番地の● ●● ●●

議案書番号 1 の位置については 別紙議案資料 1.2 ページをご覧ください。

申請農地は、計4筆、3,598 m<sup>2</sup>あり、現在、キャベツ・稲作後です。譲受人は取得後、水稻を行う予定です。譲受人の耕作面積は、現在、10,869 m<sup>2</sup>を経営しています。

申請地から譲受人の通作距離は 1km、自動車で 5 分、農作業歴は主に本人が 20 年、年間従事日数は 80 日です。本人以外に農業従事者は4名で、20 年ほど農業経営を行っています。農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、耕耘機1台、貨物自動車1台を所有しており、取得後も引き続き農業経営を行う予定です。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。本件について、ご審議賜りますようお願いいたします。

## 議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。  
(なしの声あり)

## 議 長

無いようでしたら、適当と認め、許可することに決定いたします。

続いて、日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請(賃借権の設定)について 事務局より説明をお願いします。

## 事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請(賃借権の設定)につきまして、説明します。議案資料の4.5ページを合わせてごらん願います。

### 番号1

物件の表示 泉佐野市長滝●●●●-● 地目 畑 1筆です。転用面積は900㎡です。

被設定人は泉佐野市湊●丁目●●番●●号 株式会社●●●●● 代表取締役 ●● ●●

設定人は泉佐野市下瓦屋●丁目●番●●号 ●● ●●です。

賃借権の設定を行います。転用目的は露天駐車場です。農地区分は〔農地法施行規則第44条第2号〕の規定によりまして、道路、鉄道、河川等恒久的な施設に区画された区域の面積に占める宅地面積が40%を超えることから第3種農地と判断されます。申請地は、JR長滝駅から北北西1,500mにあります。

被設定人は、関空駐車場業協同組合の関空公認業者として、自動車管理請負業等を行う法人で、現在の借地駐車場の立ち退きにより、駐車場が不足するため、申請地を借り受け、露天駐車場を整備するものです。

大阪府から開発に該当しない旨の証明が交付されております。地元土地改良区からは、特に意見はありませんでした。駐車場には普通自動車24台、軽自動車26台を置く予定です。

説明は以上のとおりでございます。ご審議の程、宜しく申し上げます。

## 議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。  
(なしの声あり)

## 議 長

ないようですので、本件は報告どおり決定し、大阪府農業会議に諮問いたします。続いて、日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の要請について を議題とします。事務局より説

明をお願いします。

## 事務局

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請してよろしいか。

今回、対象案件は1件です。農地の貸付け希望者、借り受希望者双方から申出書が申請され、事前に大阪府みどり公社と事前協議が行われたので、農業委員会で審議したのち、大阪府みどり公社に要請いたします。

### 番号1

設定人 上町●丁目●番●号 ●● ●●

被設定人 市場南●丁目●番●●号 ●● ●●

設定する土地は 大木 ●●●番、●●●番、地目は全て田、面積439㎡、175㎡です。

期間は R7年7月1日～R12年6月30日で期間は5年です。

使用貸借権で、新規の申請になります。

前回は議案に上がりましたが、こちらで、現時点で最後になります。前回の定例会で色々ご指摘くださいまして、借受人からもヒアリングさせていただきましたので、報告させていただければと思います。被設定人は現在8,139㎡の農地を借受しており、今回2筆を設定します。主に野菜を作付け予定で、きゅうり、白菜、ブロッコリー、キャベツ、レタス、ワサビ菜、かぶを予定しています。年齢は28歳、農業従事年数は3年6ヶ月、農産物販売金額の目標は500万円、●●農園で1年半、市場地区の●●●さんのもとで2年ほど農業経験があり、水ナス等の農業を行っていました。農機具の所有状況ですが、トラクター、14馬力1台、耕耘機9馬力1台、草刈り機、ポンプ、動力噴霧器です。年間従事日数は220日を予定しており、本人以外の労働力は臨時2名です。

賦課金・水利費については借受人が負担、進入路については、議案資料をご覧ください。2通りルートがあり、①所有者の親族の農地を通して耕作地へ行くルートと②借受人の知人の農地を通して耕作地へ行く方法の2通りがあります。ご審議のほどよろしく願います。

## 議長

事務局の説明は以上のとおりですが、御意見・異議等はございませんでしょうか。

## 南河 委員

すいません。進入路になっている道は、半分私道になっています。もともと、細い道が溝の横にあります。1メートル50センチぐらいは、土地を買ってそこに道をつけたところがあります。この家がこの土地を使うことに関して、自分のとこで作った道に車を止められて、迷惑をかけられたことがあったのですが、こういうことをこの●●さんは知っているのでしょうか。

## 事務局

本人は現地を見ており、このルートでいけるということと、地権者にも許可を取って、通らせてもらうという合意は取っているので問題ないと報告を受けています。

## 南河 委員

一応、水利の方とは話がついていると理解していいでしょうか。

## 事務局

最近●●さんが来られていないので、水利組合との話し合いについては確認が取れていません。前回の定例会で各水利組合が多く、4 地区もあるということは理解しています。

## 南河 委員

そうですね。横の土地は●●さんが借りていますが、水利が全然違います。水利と話し合いがついていけばいいですが、温暖化で日照が続いたりするから、今まで放棄されていた土地を、いざ作るとなると、特に、この辺は水を流すのに困難な場所なので、そこが心配ですが、あと何かあった際はそちらに任せますので、くれぐれもお願いします。

## 議 長

これを出すときに●●さんに来てもらって、今、南川委員がおっしゃったことを言ってもらった方がよいですね。

## 事務局

はい。そのようにさせていただきます。また、次回報告させていただきます。

## 議 長

他に何かありませんか。

## 丹治 委員

今回の件もそうですが、新たに農業を始められる方はそういうことをほとんど知らない人が多いと思うので、事前に事務局だけで書類を受けるのではなくて、こないだ、日根野の方々にしたように、大木、長滝もそうですが、各地区の農業委員さんがいますので、もっと前から相談すれば誰もがうまくいくようになると思うので、初めてのの方がこられたら、こういう方が来られていますということで各地区の農業委員さんにお声掛けしてもらって、農協や、水利にも話を通して、すべてうまくいってから、ここへ上げるようにしてください。

## 南河 委員

もっと作りやすい土地はいくらでもあるのに、こんな難しい土地ばかり、よく探すなと思うぐら

いです。林の中にあるような農地もあるので、1 から作るのは難しいと思う。

丹治 委員

やはり後でもめそうな気がします。農業委員会が受けてからもめるというのはもってのほかです。

事務局

本人も若くて、当初予定していたよりも少し耕作面積も大きくなっており、勢いで進んでいるところもあるかもしれません。

丹治 委員

そういうことを農林水産課も知らないと思います。

南河 委員

進入路だけは確実と思っていても、本当はこの道は使ったらいけない道だという話もあります。

事務局

はい。各地区の貸し借りについて、新規就農の方である場合は、その地区の農業委員にお声掛けするようにします。中間管理事業についてはこの4月から、農林水産課が受け付けますので、その水利の件などはきちんと、ヒアリングした上で、こちらにあげるようにということは伝えます。

議 長

他に何かご意見ございませんか。

議 長

他にないようですので、議案第3号は、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。本日の議案審議、すべて終了いたしました。これをもちまして、4月定例農業委員会を閉会します。それでは、事務局からの連絡事項をお願いします。

議事録署名人    令和    年    月    日

\_\_\_\_\_  
令和    年    月    日

\_\_\_\_\_  
令和    年    月    日